

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 10日

大阪府知事殿

提出者

住 所 大阪府堺市中区深井沢町3252番地

氏 名 (株)国誉

代表取締役社長 逸見 建三

電話番号 072-279-8585

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	(株)国誉
事業場の所在地	大阪府堺市中区深井沢町3252番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合建設業
②事業の規模	売上高 ¥500,000,000
③従業員数	35人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	※建設工事 ・コンクリート塊、アスファルト塊、その他がれき類(路盤材など)は、再生処理業者に委託し再資源化 ・汚泥は、中間処理業者に委託し、固形処理し埋戻材として再利用

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別表管理体制図のとおり。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	伐採材・伐根材
	排出量	45 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none">・建設汚泥：実施無し。・コンクリート塊：鉄筋等を確実に分離している。・アスファルト塊：撤去時に土砂との分離している。・その他がれき（路盤材など）：撤去時に土砂との分離をしている。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	伐採材・伐根材
	排出量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none">・建設汚泥：実施予定無し。・コンクリート塊：鉄筋等を確実に分離する。・アスファルト塊：撤去時に土砂との分離をする。・その他がれき（路盤材など）：撤去時に土砂との分離をする。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・建設汚泥：実施無し。 ・コンクリート塊、アスファルト塊、がれき類は、撤去時に確実に分離し分別している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・建設汚泥：実施予定無し。 ・コンクリート塊、アスファルト塊、がれき類は、撤去時に確実に分離し分別する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和6年度）実績】			
がれき類	コンクリート塊	アスファルト塊	—
1396 t	203 t	1846 t	— t
【目標】			
そのほかがれき	コンクリート塊	アスコンファルト塊	—
140 t	90 t	70 t	— t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	伐採材・伐根材
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組） 実施無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	伐採材・伐根材
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	伐採材・伐根材
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	－ t	－ t
（これまでに実施した取組） 実施無し。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	伐採材・伐根材
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	－ t	－ t
（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（令和6年度）実績】			
がれき類	コンクリート塊	アスファルト塊	—
— t	— t	— t	— t
【目標】			
その他がれき	コンクリート塊	アスコンファルト塊	—
— t	— t	— t	— t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（令和6年度）実績】			
がれき類	コンクリート塊	アスファルト塊	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
【目標】			
その他がれき	コンクリート塊	アスコンファルト塊	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	伐採材・伐根材
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組) 実施無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	伐採材・伐根材
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

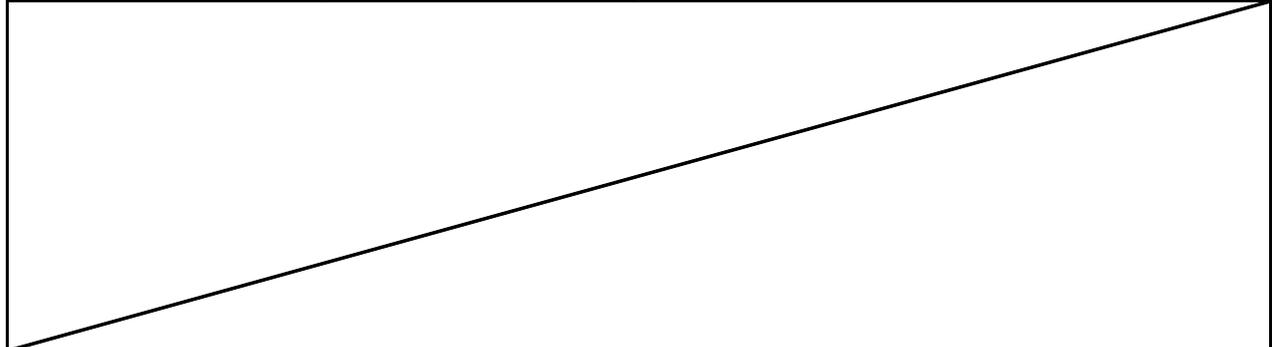
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	伐採材・伐根材
	全処理委託量	45 t	－ t
	優良認定処理業者への処理委託量	－ t	－ t
	再生利用業者への処理委託量	45 t	－ t
	認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊、アスファルト塊、がれき類は、委託基準に従い、書面による契約を実施している。 ・汚泥：埋戻材料として処理している中間業者に委託している。 		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和6年度）実績】			
がれき類	コンクリート塊	アスファルト塊	－
－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】			
その他がれき	コンクリート塊	アスコンファルト塊	－
－ t	－ t	－ t	－ t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和6年度）実績】			
がれき類	コンクリート塊	アスファルト塊	－
1396 t	203 t	1846 t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
1396 t	203 t	1846 t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	伐採材・伐根材
	全処理委託量	－ t	－ t
	優良認定処理業者への処理委託量	－ t	－ t
	再生利用業者への処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	－ t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊、アスファルト塊、がれき類は、委託基準に従い、書面による契約を実施。 ・汚泥：埋戻材料として処理している中間業者に委託。 			
※事務処理欄			

【目標】			
その他がれき	コンクリート塊	アスコンファルト塊	—
140 t	90 t	70 t	— t
— t	— t	— t	— t
140 t	90 t	70 t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t



備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制図

統括責任者 廃棄物担当		(株)国営 本社 組織名 工事部 組織人数 18人	職・氏名 工事部長
役 割	本社環境 管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理に関する検討 ○ 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長 工事部長 ・事務局 総務部 	
	廃棄物処理 統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理方法の策定 ○ 本支店の廃棄物管理規定の策定、改廃 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 	
	廃棄物処理 各作業所長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○ 処理業者、再生処理業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連会社に対する教育・啓発 ○ その他関連する事項 	

廃棄物管理組織図

